

# 介護予防・日常生活支援総合事業 事業所説明会資料

日 時 平成29年 3 月22日 午後 2 時から  
会 場 生涯学習センター  
常 総 市

最終案

《 メ モ 》

目次	1
1 介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン概要（厚生労働省老健局振興課）	2
2 常総市の総合事業の概念について	6
総合事業の構成及び類型について	6
利用者負担について	7
被保険者証の有効期間について	7
総合事業における介護予防・生活支援サービス事業のサービス単価について	8
別表（常総市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 第11条関係）	10
3 事業者指定に関する基本的な考え方	12
市長が指定する研修とは	13
4 指定事業者が行うサービス内容等とサービスの単位・基準など	14
Ⅰ 指定事業者が行うサービス内容等	14
Ⅱ 住民主体によるサービス内容等	22
Ⅲ 保健・医療の専門職による支援・サービス内容等	26
5 参考 茨城県 「指定通所介護事業者指定申請の手引き」	28
6 総合事業の実施手順と役割分担について	30

介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン 概要 (厚生労働省老健局振興課)

第6 総合事業の  
制度的な枠組み

【参考】総合事業への指定事業者制度の導入

- 給付から事業への移行により、多様な主体による多様なサービスが可能となり、市町村の事業の実施方法も多様となる。国が介護保険法に基づきガイドライン(指針)を定め、円滑な移行を支援。
- 市町村の総合事業の実施方法として、事業者への委託等のほか、予防給付と同様の指定事業者制を導入
  - ・指定事業者制により、事業者と市町村の間で毎年度委託契約を締結することが不要となり、事務負担を軽減
  - ・施行時には、原則、都道府県が指定している予防給付の事業者(訪問介護・通所介護)を、市町村の総合事業の指定事業者とみなす経過措置を講じ、事務負担を軽減するとともに、円滑な移行を図る
  - ・審査及び支払についても、現在の予防給付と同様に、国民健康保険団体連合会の活用を推進

<介護予防給付の仕組み>

- ・指定介護予防事業者  
(都道府県が指定)
- ・介護報酬(全国一律)
- ・国保連に審査・支払いを委託

円滑な移行  
(訪問介護・通所介護)

<新しい総合事業の仕組み>

①指定事業者による方法(給付の仕組みと同様)

- ・指定事業者(市町村が指定)
- ・単価は市町村が独自に設定
- ・国保連に審査・支払いの委託が可能

②その他の方法

- ・事業者への委託、事業者への補助、市町村による直接実施
- ・委託費等は市町村が独自に設定  
(利用者1人当たり必要とする費用が、国が定める上限単価を上回らないように設定)

(必要な方への専門的なサービス提供等)

- ・ケアマネジメントを通じて、専門的なサービスを必要とする方に対しては、既存の介護事業者等も活用して、専門的なサービスを提供
- ・専門的なサービスの利用と併せて、市町村を中心とした支え合いの体制づくりを進めることで、ボランティア、NPOなどの多様なサービスの提供を推進
- ・国としては、専門的なサービスについてふさわしい単価設定を行うことなど市町村の取組を支援

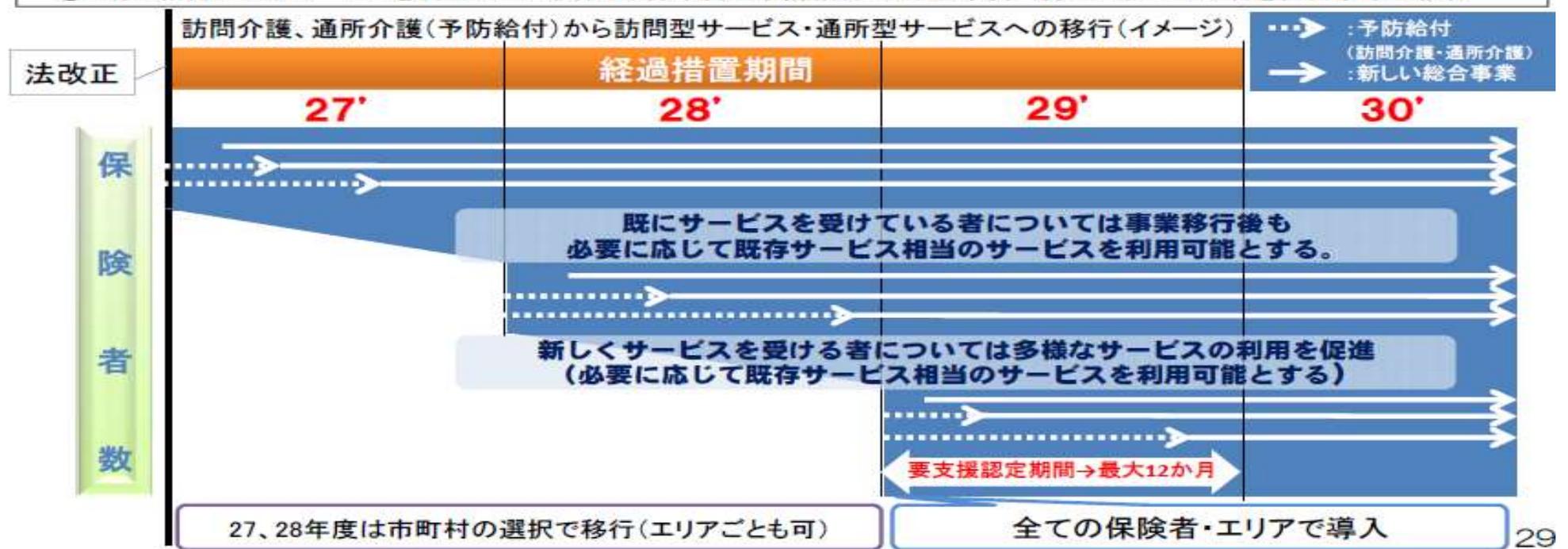
## 第7 総合事業への円滑な移行 (P132~)

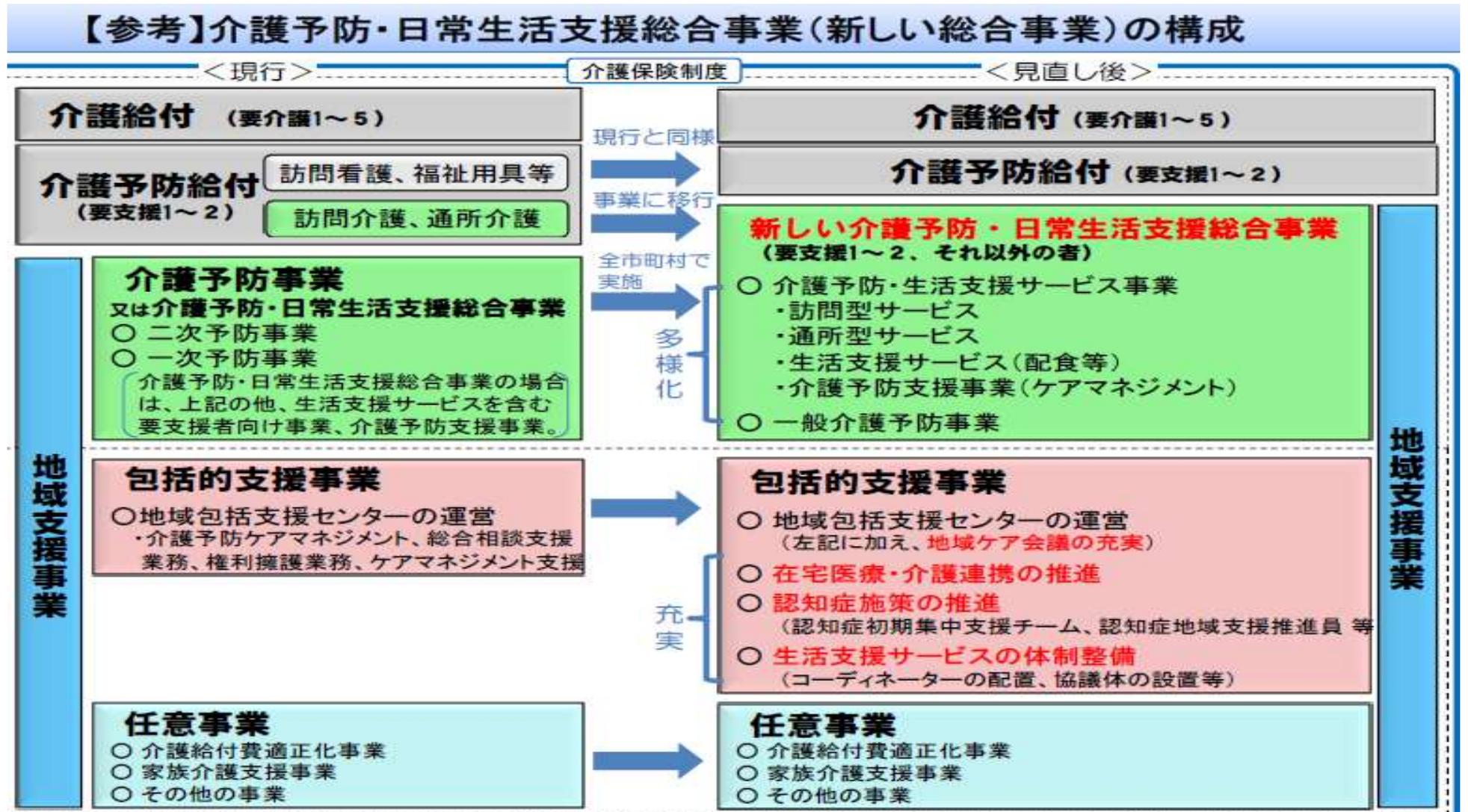
- 市町村が条例で定める場合は、総合事業の実施を平成29年4月まで猶予可能。
- 市町村は、できる限り早期から新しい総合事業に取り組む。一方で、受け皿の整備等のため、一定の時間をかけて、総合事業を開始することも選択肢。

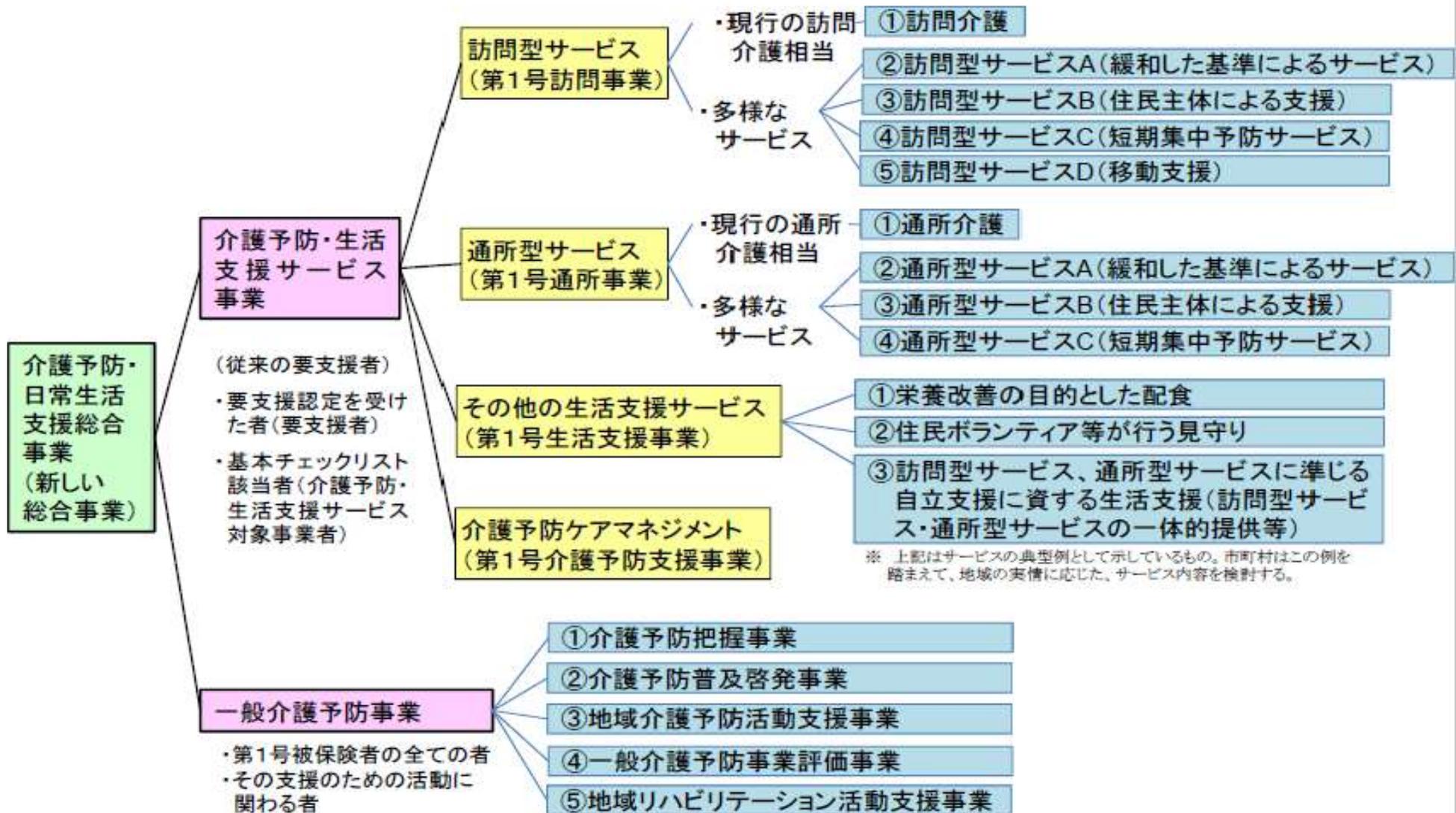
※ 総合事業の実施を猶予する場合も、総合事業の実施猶予の趣旨を踏まえ、現在から着実に受け皿の整備を行うよう努めることが適当。

<段階的な実施例>

- ① エリアごとに予防給付を継続(【例】広域連合の市町村ごと)
- ② 初年度は総合事業によるサービスの利用を希望する者以外は予防給付を継続
- ③ 既に給付によるサービスを利用している者は、初年度は予防給付とし、翌年度当初からすべての者を総合事業に移行







## 常総市の総合事業の概念について

### 1 総合事業の構成及び類型について

#### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

- ① 訪問型サービス
  - ア 訪問介護相当サービス
  - イ 訪問型サービスA
  - ウ 訪問型サービスB
  - エ 訪問型サービスC
- ② 通所型サービス
  - ア 通所介護相当サービス
  - イ 通所型サービスA
  - ウ 通所型サービスB
  - エ 通所型サービスC
- ③ その他の生活支援サービス
- ④ 介護予防ケアマネジメント
  - ア ケアマネジメントA（介護予防支援と同様のもの）
  - イ ケアマネジメントB（緩和した基準によるもの）
  - ウ ケアマネジメントC（基本的にサービス利用開始時のみ行うもの）

#### (2) 一般介護予防事業

- ①介護予防把握事業
- ②介護予防普及啓発事業
- ③地域介護予防活動支援事業
- ④地域リハビリテーション活動支援事業
- ⑤一般介護予防事業評価事業

## 2 利用者負担について

(1) 介護予防・生活支援サービス事業（ウ その他の生活支援サービスを除く）に係る利用者負担については、別表に定めるところによるものとする。

ただし、訪問介護相当サービスと訪問型サービスA及び通所介護相当サービスと通所型サービスAの利用者負担は、**介護保険給付利用者負担割合と同じ割合とする。**

(2) その他の生活支援サービスに係る利用者負担及び一般介護予防事業に係る利用者負担については、別に定めるものとする。

(3) 利用料助成制度の適用について

総合事業に係る利用料については、**利用料助成事業の対象といたします。**

事業名	要綱	対象者（条件等）		助成・扶助内容
介護保険利用料金等助成	有	居宅サービスを利用した被保険者	利用者負担の軽減措置を受けている者と介護保険料滞納者を除く。	利用者負担額の3割～5割

対象事業一覧

サービスコード別区分	現行の介護相当サービス		現行の介護相当サービス		緩和基準のサービスA	
	A1（訪問型）	A5（通所型）	A2（訪問型）	A6（通所型）	A3（訪問型）	A7（通所型）
対象事業	●	●	●	●	●	●

※非対象事業・・・住民主体のサービスB，専門職によるサービスC

## 3 被保険者証の有効期間について

被保険者証の有効期間は、基本チェックリストを実施して認定した日を基準として、**1年間とする。**

※ 国は、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たり、更新申請時の要介護認定に係る有効期間を、一律に原則12か月、上限24か月に延長し、簡素化するとしている。常総市としては、基本チェックリストにより事業対象者になった者についても、統一的に有効期間を1年間と定めるものとした。（「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」より）

#### 4 総合事業における介護予防・生活支援サービス事業のサービス単価について

- (1) 訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスについては、**現行**の介護保険予防給付規程と**同額**とする。

**算出根拠：**

現行の介護予防訪問介護を実施している事業者は、平成29年4月1日以降も総合事業のみなし事業者から、総合事業者の指定事業者として事業を実施するため、現行の介護保険予防給付規程によるものとする。

- (2) **訪問型サービスA**については、1回あたり**2,000円(200単位)**とする。

**算出根拠：**

現行の介護1～介護5の訪問介護（生活援助） 45分以上で 225単位

現行の要支援1・要支援2の介護予防訪問介護

週1回程度で1月につき 1168単位（1回あたり 292単位）

週2回程度で1月につき 2335単位（1回あたり 292単位）

※なお、介護予防訪問介護に要する稼働時間の規定はないため、1時間以上でも時間を超えても、上述の月額報酬である。

以上を参考に、サービスに要する時間を45分程度に想定し、一回あたり 200単位とした。

※ 現行の訪問介護（生活援助）の約90%程度（225単位×90%）

- (3) **通所型サービスA**については、1回あたり**2,700円(270単位)**とする。

**算出根拠：**

介護1の現行の通所介護（デイサービス） 3時間未満で 298単位

3時間以上5時間未満 426単位

5時間以上7時間未満 641単位

7時間以上9時間未満 735単位

要支援1・要支援2の現行の介護予防通所介護

週1回程度で1月につき 1647単位 (1回あたり 412単位)

週2回程度で1月につき 3377単位 (1回あたり 422単位)

※なお、介護予防通所介護に要するサービス報酬は、月1回でも2回の利用であっても1日3時間未満でも7時間以上でも、上述の月額報酬が月包として支払われている。

以上を参考に、月に一回程度の利用であっても回数ごとに支払いに応じることとし、また、サービスに要する時間を3時間未満程度とし、一回あたり270単位とした。

※ 現行の通所介護(3時間未満のデイサービス)の約90%程度(298単位×90)

(4) 介護予防ケアマネジメントについては、現行の介護保険予防給付規程と同額とする。

介護予防ケアマネジメント 月 430単位

介護予防ケア初回加算 月 300単位

※住民主体によるサービス内容等 訪問型サービスB・通所型サービスB(住民主体によるサービス)

市民やボランティア団体、NPO、地域団体の自立した活動などを支援し、「新たな市民サービスの担い手」として育成するとともに、創造性、先見性、そして時代の感覚に優れた事業を発掘し、これまでの行政の分野では捉えきれなかった多様なニーズに対応することを目的とした常総市元気のみなもと補助金や、社会参加や交流を深める福祉コミュニティづくり活動や福祉・ボランティア活動を啓発・育成する活動に対して助成している赤い羽根地域づくり応援助成金を参考として、常総市の総合事業における「訪問型サービスB」・「通所型サービスB」(住民主体によるサービス)における補助金について、NPO法人又はボランティア団体等の立ち上げ支援を目的として、補助基準を別紙のとおり定める。

常総市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

別表 (常総市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 第11条関係)

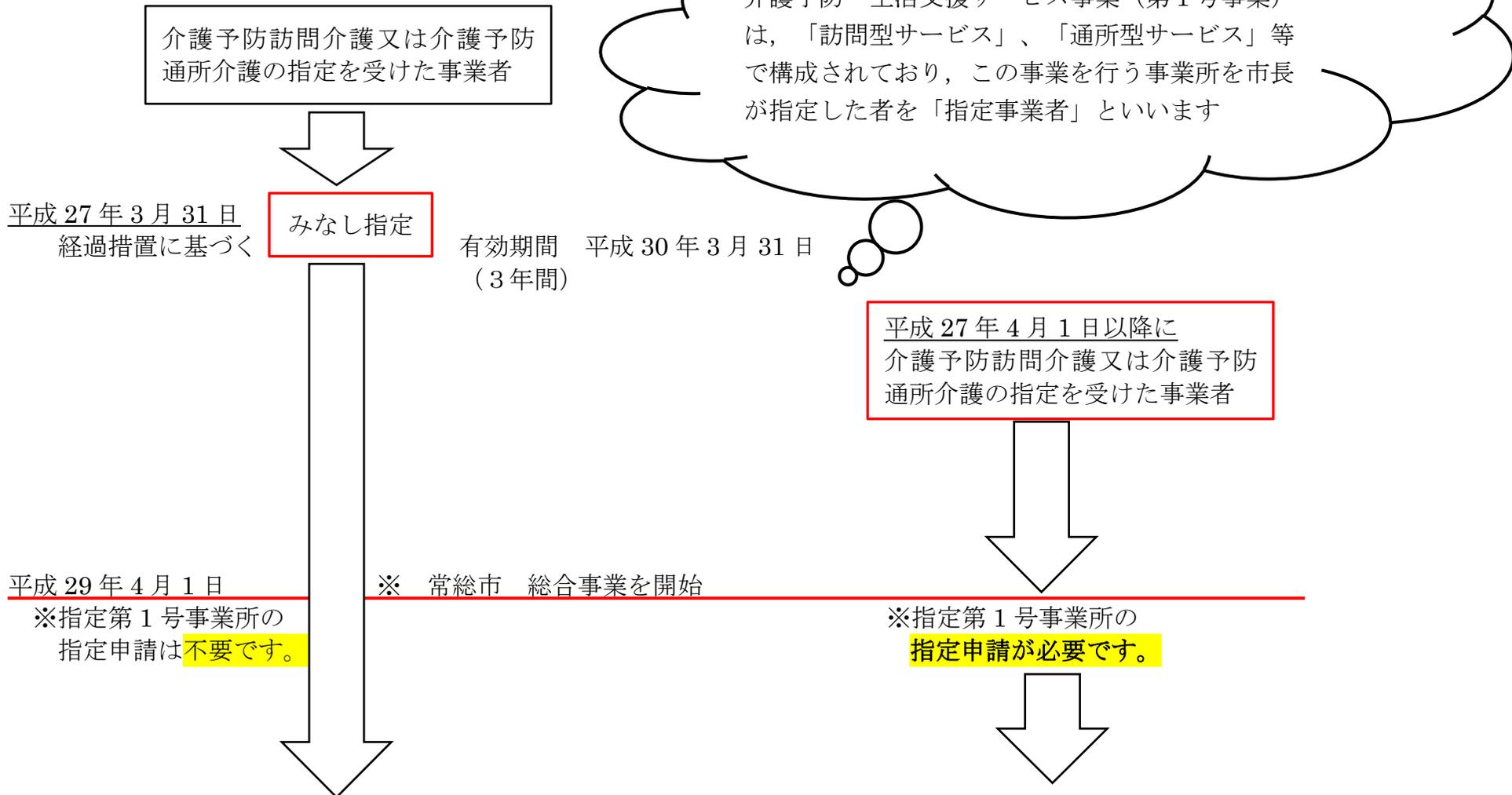
事業名		対象者	事業内容	サービス単価 (税込)	利用者負担金
訪問型サービス	訪問介護相当サービス	要支援認定者及び65歳以上の要支援相当者	訪問介護員による身体介護, 生活援助	介護保険予防給付規定による	サービス単価の1割又は2割等※
	訪問型サービスA		緩和した基準による生活援助	1回 2,000円 月4回～8回程度	サービス単価の1割又は2割等※
	訪問型サービスB		住民主体による支援としての生活援助	なし	無料 (実費負担あり)
	訪問型サービスC		専門職による居宅での短期集中的な相談指導等 (3～6ヶ月)	なし	無料
通所型サービス	通所介護相当サービス	要支援認定者及び65歳以上の要支援相当者	生活機能向上のための機能訓練	介護保険予防給付規定による	サービス単価の1割又は2割等※
	通所型サービスA		緩和した基準によるミニデイスサービス等	1回 2,700円 月4回～8回程度	サービス単価の1割又は2割等※
	通所型サービスB		住民主体による通いの場としてのサロン等	なし	無料 (実費負担あり)
	通所型サービスC		専門職による短期集中的な介護予防教室 (3～6ヶ月)	なし	無料

最終案

その他の生活支援サービス			要支援者等の地域における自立した日常生活の支援のための事業であって、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われる場合に効果があると認められるものとする。	別に定める	別に定める
介護予防ケアマネジメント	ケアマネジメントA	事業利用者	原則的なケアマネジメント	4,300円/月 ・初回加算 3,000円	無料
	ケアマネジメントB		簡略化したケアマネジメント	4,300円/月 ・初回加算 3,000円	
	ケアマネジメントC		初回のみケアマネジメント	7,300円/初回のみ	

※訪問介護相当サービスと訪問型サービスA及び通所介護相当サービスと通所型サービスAの利用者負担は、介護保険給付利用者負担割合と同じ割合とします。（サービス単価の1割又は2割等）

## 事業者指定に関する基本的な考え方



1 指定第1号事業者の指定の申請

みなし指定事業者は、すでに総合事業の申請をしたものと見做されるため、申請は不要です。  
「現行の訪問介護相当サービス」及び「現行の通所介護相当サービス」を実施することができます。  
平成27年4月1日以降に、介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けた事業者は、総合事業の申請をする必要があります。

2 指定事業者が行うサービス

- 訪問型サービスのうち 「現行の訪問介護相当サービス」及び「訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）」
  - 通所型サービスのうち 「現行の通所介護相当サービス」及び「通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）」
- 以上のサービスを、指定事業者が行うサービスとします。

※みなし指定事業者・・・平成27年3月31日までに介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けた事業者

みなし指定の規定

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第13条（介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置）」に基づき、総合事業にかかる規定の施行日前日（平成27年3月31日）において、介護予防訪問介護・介護予防通所介護に係る指定介護予防サービスを行う事業者は、施行日（同年4月1日）において、総合事業による指定を受けたものとみなす経過措置が設けられている。

※市長が指定する研修とは・・・サービスA事業及びサービスB事業を対象とする。

1 管理者及び訪問事業責任者・通所事業責任者向けの研修（※管理者の研修会参加は、努力義務です。）

総合事業講習会 一回3時間程度で2回程度の講習を予定  
内容については検討中（29年度は6月～7月に実施予定の見込み）※講師は市職員  
（厚生労働省の概要説明、常総市の基本的考え方、指定事業所の基準、介護予防について、その他高齢者対策など）

2 訪問型サービスAの訪問介護員・訪問型サービスBの従事者向け研修

常総市介護予防推進員研修 毎年7月～12月の間で7回講習 一回2時間程度  
（介護予防について、高齢者の疾病と認知症、常総市の高齢者対策、介護予防体操、防災対策など）

訪問型サービス（第1号訪問事業）

I 指定事業者が行うサービス内容等

①現行の訪問介護相当サービス

名称	現行の訪問介護相当サービス
サービス内容	<p>※居宅において、状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進し、訪問介護員による身体介護又は生活援助の支援を行う。</p> <p>○身体介護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴介助，買い物に伴う移動介助等，利用者の身体に直接触れる介助等</li> <li>・ADLの意欲の向上のために利用者と共にを行う自立支援のためのサービス</li> </ul> <p>○生活援助</p> <p>掃除，洗濯，調理，買い物等</p>
対象者像	<p>要支援1・2及び事業対象者 介護予防ケアマネジメントで</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既にサービスを利用しており，サービスの利用継続が必要と認められるケース</li> <li>・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状及び行動を伴う場合</li> <li>・退院直後で状態が変化しやすく専門的サービスとしての訪問介護が特に必要な場合</li> <li>・その他の訪問介護が必要な場合</li> <li>・自立のための身体介護と生活援助と一体的にサービス提供が必要なケースなど</li> </ul>
基準	現行の介護予防訪問介護の基準と同内容
一体的運営	指定介護事業者又は指定介護予防事業者の指定を併せて受け，かつ，事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については，人員に関する基準・設備に関する基準を満たすことをもって，指定介護事業・指定介護予防事業の人員等に関する基準を満たしているものとみなすことができる。
利用者負担	原則，1割負担（一定以上の所得の利用者は2割負担など）
支払い	国保連経由で審査・支払い
申請資格	※都道府県が条例で定める者（法人）であること。

現行の訪問介護相当サービスの単位・基準

サービスコード	<p>A 1 みなし指定事業者</p> <p>A 2 平成 27 年 4 月 1 日以降の指定事業者</p>	人員	<p>○管理者 常勤・専従 1 以上</p> <p>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業等の職務に従事可能</p> <p>○サービス提供責任者</p> <p>専従で利用者 40 人又はその端数を増すごとに 1 人以上</p> <p>※常勤の訪問介護員等のうち 1 人以上をサービス提供責任者としなければならない。</p> <p>※資格要件：介護福祉士、実務研修修了者、3 年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者</p> <p>※利用者の数は、前 3 月の平均値</p> <p>○訪問介護員等 常勤換算で 2.5 以上</p> <p>※資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者</p> <p>※介護職員初任者研修修了者をサービス提供責任者として配置してある場合は、報酬算定で 70% となります。</p>
算定単位の取扱い	<p>原則的には、月包括単価</p> <p>ただし、ケアマネジメントで位置づけられた場合に限り、一回当たりの単価を認める。</p> <p>※サービスコード A 1・A 2 は同じ単価設定</p>	設備	<p>○事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</p> <p>○必要な設備・備品</p> <p>※訪問介護等と一体的に運営する場合、訪問介護等の基準を満たし、訪問介護等に支障がない場合については、訪問介護等の設備・備品等を使用することができる。</p>
単位設定・対象	<p>月包括単価</p> <p>I 週 1 回程度の利用が必要とされた者 月 1,168 単位 事業対象者 要支援 1・2 の者</p> <p>II 週 2 回程度の利用が必要とされた者 月 2,335 単位 事業対象者 要支援 1・2 の者</p> <p>III 週 2 回を超える程度の利用が必要とされた者 月 3,704 単位 事業対象者 要支援 2 の者</p> <p>一回当たりの単価</p> <p>IV 月 1 回～4 回までの利用が必要とされた者 一回 266 単位 事業対象者 要支援 1・2 の者</p> <p>V 月 5 回～8 回までの利用が必要とされた者 一回 270 単位 事業対象者 要支援 1・2 の者</p> <p>VI 月 9 回～12 回までの利用が必要とされた者 一回 285 単位 事業対象者 要支援 2 の者</p> <p>加算等・・・サービスコード表を参照してください。 初回加算・生活機能向上連携加算 ・介護職員処遇改善加算</p> <p>1 単位の単価・・・10 円に地域区分の割合を乗じる。</p>	運営	<p>○個別サービス計画の作成</p> <p>○重要事項の説明・同意（重要事項規程の概要等の掲示）</p> <p>○提供拒否の禁止</p> <p>○訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理</p> <p>○秘密保持等</p> <p>○事故発生時の対応</p> <p>○廃止・休止の届出と便宜の提供</p>

## ②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)

名称	訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)
サービス内容	訪問介護員による ○生活援助中心の45分以内のサービス量を想定 ・掃除, 洗濯, 調理などの日常生活の援助 (介護予防訪問介護の生活援助と同じ) ※主に雇用されている労働者である訪問介護員等が, 利用者の状態等を踏まえながら, 生活援助等の支援を行うことにより, 利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。
対象者像	要支援1・2及び事業対象者 介護予防ケアマネジメントで ・利用者が自力で家事等を行うことが困難なケースで, 同居の家族や他のサービス利用ができないケースなど
基準	現行の介護予防訪問介護の基準を一部緩和した内容
利用者負担	原則, 1割負担 (一定以上の所得の利用者は2割負担など)
一体的運営	指定介護事業者又は指定介護予防事業者の指定を併せて受け, かつ, 事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については, 人員に関する基準・設備に関する基準に準拠することをもって, 指定介護事業・指定介護予防事業の人員等に関する基準を満たしているものとみなすことができる。
支払い	国保連経由で審査・支払い
申請資格	※都道府県が条例で定める者 (法人) であること。

訪問型サービスAの単位・基準 (緩和した基準によるサービス)

サービスコード	A 3	人員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○管理者 専従 1 以上</li> <li>※支障がない場合, 他の職務, 同一敷地内の他事業等の職務に従事可能</li> <li>○訪問事業責任者</li> <li>訪問介護員のうち, 1 人以上 必要と認められる数</li> <li>資格要件: 介護福祉士, 介護職員初任者研修等修了者</li> <li>又は市長が指定する研修受講者</li> <li>○訪問介護員 適正に行うために必要と認められる数</li> <li>資格要件: 介護福祉士, 介護職員初任者研修等修了者</li> <li>又は市長が指定する研修受講者</li> </ul>
算定単位の取扱い	利用 1 回ごとの出来高払い	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</li> <li>○必要な設備・備品</li> <li>※訪問介護等と一体的に運営する場合, 訪問介護等の基準を満たし, 訪問介護等に支障がない場合については, 訪問介護等の設備・備品等を使用することができる。</li> </ul>
単位設定・対象	<p>一回当たりの単価</p> <p>1回 200 単位</p> <p>月 4 回～ 8 回程度の利用が必要な場合</p> <p>対象者 要支援 1・2 及び事業対象者</p> <p>1 単位の単価・・・ 10 円に地域区分の割合を乗じる。</p>	運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要に応じて個別サービス計画の作成</li> <li>○重要事項の説明・同意 (努力義務)</li> <li>○提供拒否の禁止 (努力義務)</li> <li>○訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>○秘密保持等</li> <li>○事故発生時の対応</li> <li>○廃止・休止の届出と便宜の提供</li> </ul>

通所型サービス（第1号通所事業）

③現行の通所介護相当サービス

名称	現行の通所介護相当サービス
サービス内容	利用者が可能な限り通所介護と同様のサービスの提供及び生活機能の向上のための機能訓練を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 ※3時間以上のサービス量を想定している。
対象者像	要支援1・2及び事業対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・既にサービスを利用しており、サービスの利用継続が必要と介護予防ケアマネジメントで認められたケース</li> <li>・自立のための日常生活上の支援や機能訓練が必要なケースなど</li> <li>・多様なサービス（緩和型、住民主体型、短期集中）の利用が難しい場合</li> <li>・集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれる場合</li> </ul>
基準	現行の介護予防通所介護の基準と同内容
一体的運営	指定介護事業者又は指定介護予防事業者の指定を併せて受け、かつ、事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、人員に関する基準・設備に関する基準を満たすことをもって、指定介護事業・指定介護予防事業の人員等に関する基準を満たしているものとみなすことができる。
利用者負担	原則、1割負担（一定以上の所得の利用者は2割負担など）
支払い	国保連経由で審査・支払い
申請資格	※都道府県が条例で定める者（法人）であること。

現行の通所介護相当サービスの単位・基準

サービス コード	A 5 みなし指定事業者 A 6 平成27年4月1日以降の指定事業者	人員	○管理者 常勤・専従1人以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ○生活相談員 専従1人以上 ※資格要件：社会福祉士・介護支援専門員等 ○看護職員 専従1人以上 ○介護職員 専従1人以上 利用者 15人までは、専従1人以上 15人～利用者1人につき専従0.2人以上 ○機能訓練指導員1人以上 ※資格要件：理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員，柔道整復師，あん摩マッサージ師 ※生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤でなければならない。
算定単位の取扱い	月包括単価		
単位設定 ・ 対象	月包括単価 ・週1回程度の利用が必要とされた者 月 1,647単位 事業対象者 要支援1・2の者 ・週2回程度の利用が必要とされた者 月 3,377単位 事業対象者 要支援1・2の者  一回当たりの単価 ・月1回～4回までの利用が必要とされた者 一回 378単位 事業対象者 要支援1・2の者 ・月5回～8回までの利用が必要とされた者 一回 389単位 事業対象者 要支援1・2の者  加算等・・・サービスコード表を参照してください。 生活機能向上グループ活動加算・運動機能向上加算 ・栄養改善加算・口腔機能向上加算 ・サービス提供体制加算・介護職員処遇改善加算  1単位の単価・・・10円に地域区分の割合を乗じる。	設備 ○食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ○静養室・相談室・事務室 ○消火設備その他の非常災害に必要な設備 ○必要なその他の設備・備品 ※一体的運営：併用も可。  運営 ○個別サービス計画の作成 ○重要事項の説明・同意 (重要事項規程の概要等の掲示) ○提供拒否の禁止 ○従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供	

④通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)

名称	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)
サービス内容	主に雇用されている労働者である通所介護職員等が、ミニデイサービス、運動・レクリエーション等のサービスを行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。  ※3時間未満のサービス量を想定 ※食事・入浴は行わないことを想定。 ※送迎は、必須であることを想定。
対象者像	要支援1・2及び事業対象者 ・自立した生活機能を維持し、要介護状態に陥ることを予防するために、一定期間、継続して運動器の機能訓練が必要なケースなど
基準	現行の介護予防通所介護の基準を一部緩和した内容
利用者負担	原則、1割負担(一定以上の所得の利用者は2割負担など)
一体的運営	指定介護事業者又は指定介護予防事業者の指定を併せて受け、かつ、事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、人員に関する基準・設備に関する基準に準拠することをもって、指定介護事業・指定介護予防事業の人員等に関する基準を満たしているものとみなすことができる。
支払い	国保連経由で審査・支払い
申請資格	※都道府県が条例で定める者(法人)であること。

通所型サービスAの単位・基準

(緩和した基準によるサービス)

サービスコード	A7	人員	<p>○管理者 専従1人以上          ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p> <p>○通所事業責任者          ※従事者のうち1人以上で、必要と認められる数  <b>資格要件</b>：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は<b>市長が指定する研修受講者</b></p> <p>○従事者 利用者15人までは専従1以上          15人を超えると利用者1人につき必要数          ※生活相談員・看護職員・機能訓練指導員の<b>配置は必須としない</b>。          ※従事者のうち1人以上は常勤でなければならない</p>
算定単位の取扱い	利用1回ごとの出来高払		
単位設定・対象	<p>一回当たりの単価  <b>1回 270単位</b>          月4回～8回程度の利用が必要な場合</p> <p>対象者 要支援1・2及び事業対象者</p> <p>1単位の単価・・・10円に<b>地域区分の割合を乗じる。</b></p>	設備	<p>○サービスを提供するために必要な場所          (3㎡×利用定員以上)          ※食堂及び機能訓練室静養室、相談室、事務室を兼ねても、サービス提供に支障がなければよい。</p> <p>○<b>消火設備その他の非常災害に必要な設備</b></p> <p>○提供に必要なその他の設備及び備品  <b>※一体的運営の場合：併用を可とする。</b></p>
		運営	<p>○個別サービス計画の作成 <b>必要に応じて</b></p> <p>○重要事項の説明・同意 <b>(努力義務)</b></p> <p>○提供拒否の禁止 <b>(努力義務)</b></p> <p>○訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理</p> <p>○秘密保持等</p> <p>○事故発生時の対応</p> <p>○廃止・休止の届出と便宜の提供</p>



最終案

<p>人員基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理者 専従 1 以上 ※支障がない場合，同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</li> <li>・ 従事者 ※適切に行うために必要と認められる数 （市長が指定する研修の受講者）</li> </ul>
<p>設備基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業運営に必要な専用区画</li> <li>・ サービス提供に必要な設備・備品</li> </ul> <p>※訪問介護等と一体的に運営する場合，訪問介護等の基準を満たし，訪問介護等に支障がない場合については，訪問介護等の設備・備品等を使用することができる。</p>
<p>運営基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内容及び手続きの説明及び同意 <b>(努力義務)</b></li> <li>・ 提供拒否の禁止 <b>(努力義務)</b></li> <li>・ 従事者の清潔の保持（衛生管理等）</li> <li>・ 秘密保持等</li> <li>・ 事故発生時の対応</li> <li>・ 廃止等の届出と便宜の提供</li> </ul>

## ②通所型サービスB (住民主体によるサービス)

名称	通所型サービスB (住民主体によるサービス)
サービス内容	NPOや住民ボランティア団体等が提供するサービスで、要支援者等を中心とした定期的な利用が可能な自主的な通いの場づくりとして、要支援者等以外の高齢者等も加わる形で実施することが可能であるような取組を目指すものである。 ○ 住民やNPO等が自主活動として運営 ○ 一定数の運営リーダー(管理者・通所事業責任者)の配置が条件
対象者像	要支援1・2及び事業対象者。 簡易な支援により日常生活が保てる者、閉じこもりがちな者を想定している。 ※要支援者等以外の高齢者等も加わる形で実施することが可能であるような取組を目指すものでなければならない。 ○ 要支援者等のうち比較的軽度の者が対象 ○ 介護予防や閉じこもり防止が目的の定期的(週1回程度)な通いの場
実施方法	指定第1号事業者の登録をしたNPOや住民ボランティア団体等に対して、市から補助(助成)をする。 補助(助成)をうけた事業所が、住民に通所型サービスを提供する。 ※補助金は、事業所の立ち上げ経費や事業運営の一部に対する補助費として支給する。
利用手順	介護予防ケアマネジメントに位置づけられたサービスとして利用する。
利用者負担	無料。ただし、食事代その他の実費は利用者が負担する。
一体的運営	指定介護事業者又は指定介護予防事業者の指定を併せて受け、かつ、事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、人員に関する基準・設備に関する基準に準拠することをもって、指定介護事業・指定介護予防事業の人員等に関する基準を満たしているものとみなすことができる。
申請資格	NPOや住民ボランティア団体等は、指定第1号事業者の申請をする。※ボランティア団体は法人である必要はない。

最終案

<p>人員基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理者 専従 1 以上 ※支障がない場合，同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</li> <li>・ 通所事業責任者 ※従事者のうち 1 人以上 必要と認められる数（介護福祉士，又は市長が指定する研修受講者）</li> <li>・ 従事者 ※サービス内容及び利用者の数に応じて当該事業を適切に行うために必要と認められる数</li> </ul>
<p>設備基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業運営に必要な専用区画</li> <li>・ サービス提供に必要な設備・備品</li> </ul> <p>※通所介護等と一体的に運営する場合，通所介護等の基準を満たし，通所介護等に支障がない場合については，通所介護等の設備・備品等を使用することができる。</p>
<p>運営基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内容及び手続きの説明及び同意 (努力義務)</li> <li>・ 提供拒否の禁止 (努力義務)</li> <li>・ 従事者の清潔の保持（衛生管理等）</li> <li>・ 秘密保持等</li> <li>・ 事故発生時の対応</li> <li>・ 廃止等の届出と便宜の提供</li> </ul>

### Ⅲ 保健・医療の専門職による支援・サービス内容等

名称	訪問型サービスC	通所型サービスC
サービス内容	<p>保健・医療専門職がその者の居宅を訪問して、その生活機能に関する問題を総合的に把握、評価し、社会参加を高めるために必要な相談・指導等を実施する。</p> <p>※運動機能の向上・口腔機能の向上・栄養改善等を目的とした3ヶ月～6ヶ月の短期集中予防サービスである。 (1回1時間程度を目安とする。)</p> <p>※保健・医療専門職とは、保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士等</p>	<p>市の定める基準に基づき、生活行為に支障のある者を対象に、保健・医療の専門職が、生活行為の改善を目的とした効果的な介護予防プログラムを実施する短期集中予防サービスである。</p> <p>※運動機能の向上・口腔機能の向上・栄養改善等を目的とした3ヶ月～6ヶ月の短期集中予防サービスである。 (1回2時間程度を目安とする。)</p> <p>※保健・医療専門職とは、保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士等</p>
対象者像	<p>要支援1・2及び事業対象者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体機能の低下が見られるが短期集中的な支援により改善が見込まれるもの。</li> <li>・生活課題があり、専門的な見地からの助言が必要なもの。</li> </ul>	<p>要支援1・2及び事業対象者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体機能の低下が見られるが短期集中的な支援により改善が見込まれるもの。</li> <li>・生活課題があり、専門的な見地からの助言が必要なもの。</li> </ul>
実施方法	市が実施する。	市が実施する。
利用手順	介護予防ケアマネジメントに位置づけられたサービス	介護予防ケアマネジメントに位置づけられたサービス
利用者負担	無料。	無料。
支払い	※ 国保連経由での審査・支払いはない。	※ 国保連経由での審査・支払いはない。
人員基準	・保健・医療の専門職 サービス内容及び利用者の数に応じて必要な数	
設備基準	・事業運営に必要な専用区画 ・サービス提供に必要な設備・備品	
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容及び手続きの説明及び同意 (努力義務)</li> <li>・従事者の清潔の保持(衛生管理等)</li> <li>・事故発生時の対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供拒否の禁止 (努力義務)</li> <li>・秘密保持等</li> <li>・廃止等の届出と便宜の提供</li> </ul>

最終案

《 メ モ 》

参考 茨城県 「指定訪問介護事業者指定申請の手引き」より

①現行の訪問介護相当サービスにおける人員基準について

※管理者

「常勤」とは、当該事業所において就業規則等で定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（週 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする）に達している者のことです。

※サービス提供責任者は、次に掲げるいずれかの資格が必要となります。

- ・介護福祉士
- ・介護職員基礎研修修了者 ※1
- ・訪問介護員 1 級課程修了者 ※1
- ・訪問介護員 2 級課程修了者で実務経験 3 年以上の者 ※1, 2
- ・介護職員実務者研修修了者
- ・介護職員初任者研修修了者で実務経験 3 年以上の者 ※2
- ・看護職員（看護師，准看護師）

※1 介護職員基礎研修及び訪問介護職員研修は、平成 25 年 4 月に介護職員初任者研修及び実務者研修の創設に伴い廃止されましたが、旧資格は従前のおり有効です。

※2 任用可能ですが、介護報酬が 3 割減算されます

※訪問介護員等・・・次に掲げるいずれかの資格を有する従業者

- ・介護福祉士
- ・介護職員基礎研修修了者 ※3
- ・訪問介護員 1 級課程修了者 ※3
- ・訪問介護員 2 級課程修了者 ※3
- ・介護職員実務者研修修了者
- ・介護職員初任者研修修了者
- ・看護職員（看護師，准看護師）

※3 介護職員基礎研修及び訪問介護職員研修は、平成 25 年 4 月に介護職員初任者研修及び実務者研修の創設に伴い廃止されましたが、旧資格は従前のおり有効です。

最終案

参考 茨城県 「指定通所介護事業者指定申請の手引き」より

### ③現行の通所介護相当サービスにおける人員基準について

#### ※管理者

「常勤」とは、当該事業所において就業規則等で定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（週 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする）に達している者のことです。

※生活相談員・・・生活相談員は、次の掲げるいずれかの資格が必要となります。

- ・社会福祉士
- ・介護福祉士
- ・介護支援専門員
- ・社会福祉主事
- ・精神保健福祉士

※看護職員・・・看護師又は准看護師

※介護職員・・・資格要件はありません。

※機能訓練指導員・・・機能訓練指導員は、次の掲げるいずれかの資格が必要となります。

- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・言語聴覚士
- ・看護職員（正看護師又は准看護師）
- ・柔道整復師
- ・あん摩マッサージ指圧師

## 総合事業の実施手順と役割分担について

### 1 新規申請の場合

介護認定区分が申請時点では不明のため、新規申請の取り扱いとしては、すべて通常の介護保険の申請と同様に行なうこととします。

窓口対応 (介護保険室)

申請書提出



※保険証を預かる

資格者証の発行



主治医意見書の手配



(認定係)

認定調査



(認定係)

審査会の開催



(認定係)

認定結果通知

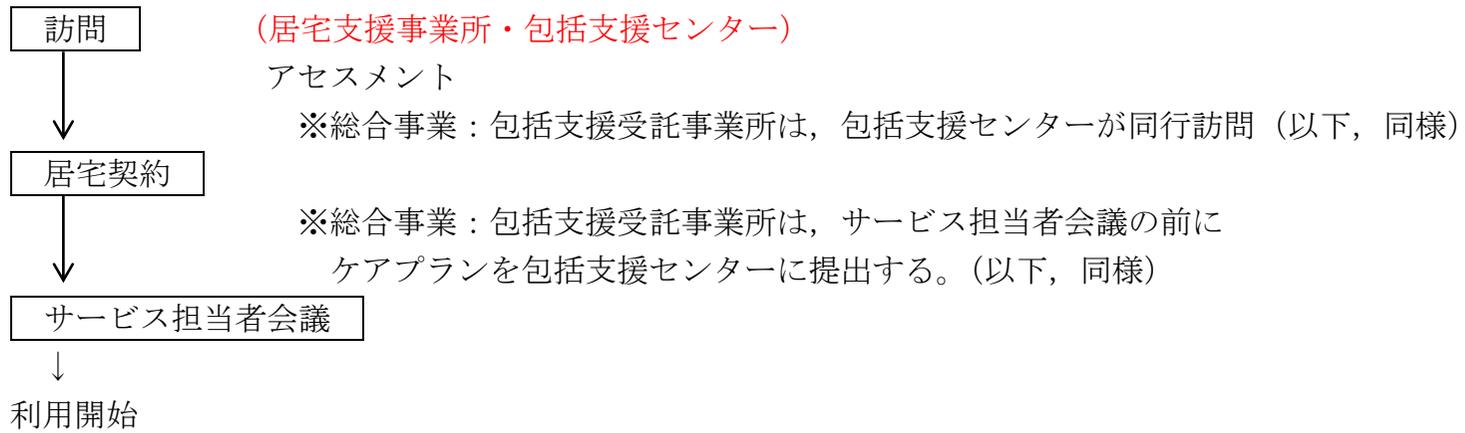
(認定係)

※保険証に介護度・有効期間等を記載し、再交付する。

介護1～介護5の認定が出た場合 → 居宅支援事業所に連絡

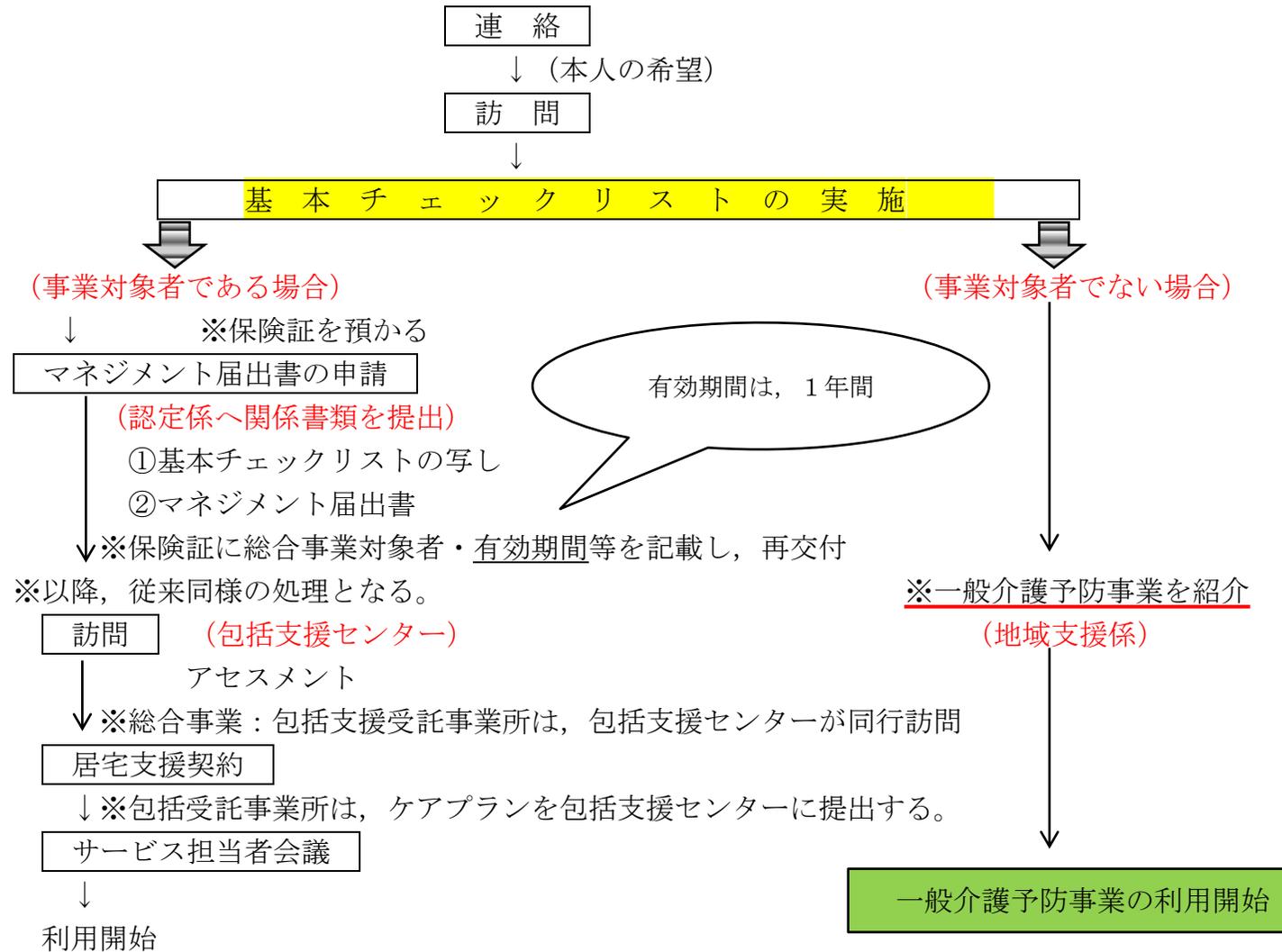
支援1・支援2の認定が出た場合 → 包括支援センターへ連絡

※以降、従来同様の処理となる。

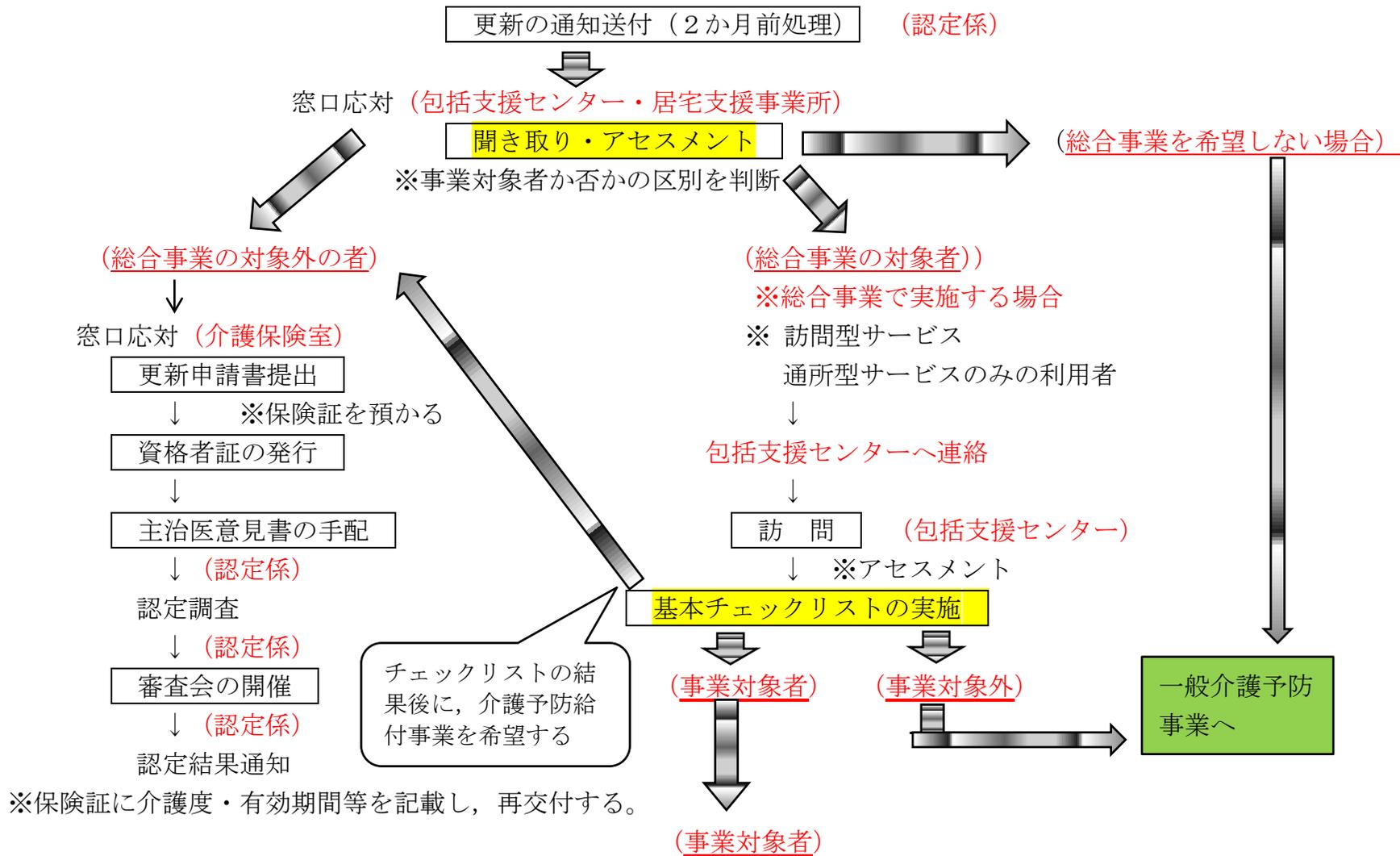


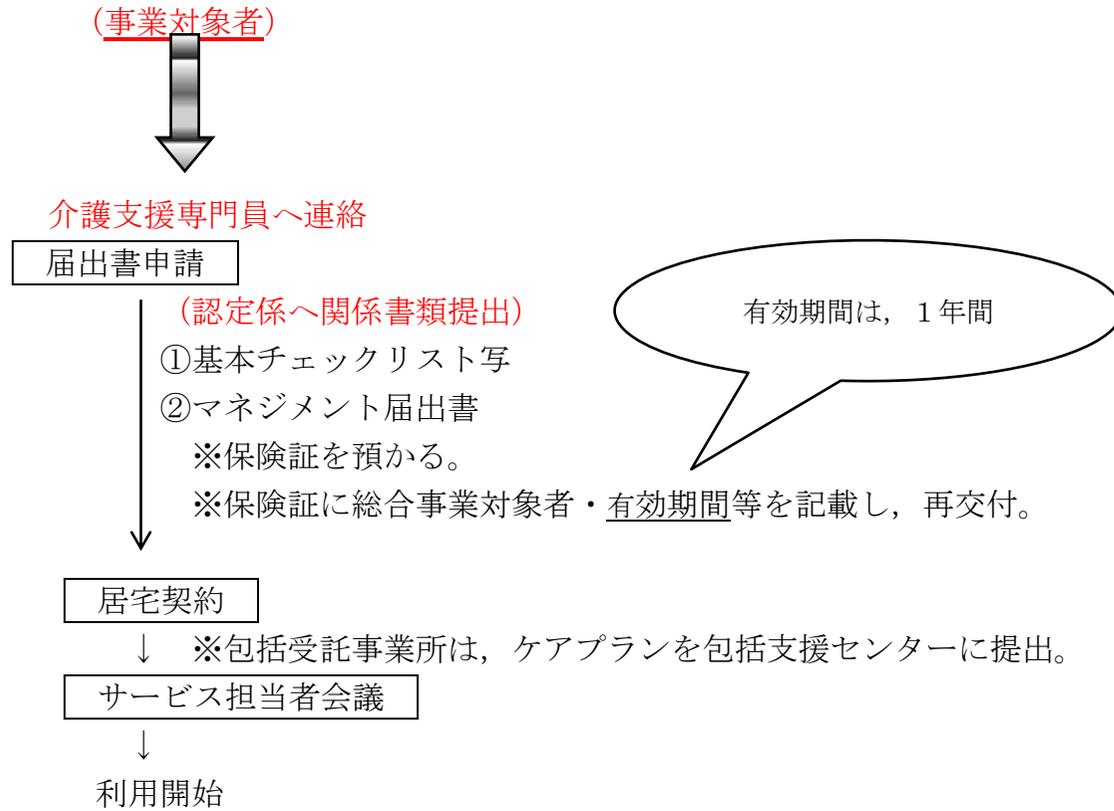
※ **非該当**の認定結果が出た場合 → 包括支援センターに連絡  
※保険証は、非該当扱いで発行される。

2 非該当の認定結果が出た場合の手続き・処理 (包括支援センター)



3 更新申請の場合 ※更新申請においては、総合事業の事業対象者であるかどうか、申請の手順の違いとなります。





参考資料：

「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」

平成27年6月5日老振発0605第1号 厚生労働省老健局振興課長

(1) 住所地特例適用被保険者に係る処理 ……(管理係) 介護保険システムへの登録など

常総市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 第12条(住所地特例適用被保険者に係る費用負担)

- 1 指定に係る事業所が本市の区域の外にある場合であって市長が必要と認めるときは、当該事業所の所在する市町村の要綱等に定めるところによる。
- 2 法第115条の45第1項の規定により、法第13条第3項に規定する住所地特例適用被保険者に対する総合事業については、施設所在地市町村が、総合事業を含めた地域支援事業を実施し、その事業に係る費用の負担は当該被保険者の保険者市町村である常総市が負担する。
- 3 住所地特例適用被保険者に係る費用負担に係る対象となる事業は、総合事業のうち指定事業者による提供サービスと、介護予防ケアマネジメントに要する費用とする。

(2) 高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業の処理 ……(管理係)

国保連合会からの通知により、総合事業対象者との差別化を図る。

常総市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 第14条

- 1 市長は、実施要綱の定めるところにより、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業を行うものとする。
- 2 対象となるサービスは、指定事業者によるサービスであるものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、高額介護予防サービス等相当事業に係る支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費相当事業に関して必要な事項は、介護保険法に規定する高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の例による。

(3) 保険給付の制限 . . . (管理係) 実施要綱 第16条 (保険給付の制限)

保険料滞納者に係る給付の制限について、総合事業においては課さないものとする。

(参考) 給付制限について

- ① 1年以上保険料滞納者 . . . 利用料の償還払い化
- ② 1年6カ月以上保険料滞納有り . . . 利用料を償還払い化したうえで、滞納がなくなるまで保険料に充当
- ③ 不納欠損保険料有り . . . 平成29年度は、給付制限による自己負担割合が3割

(4) サービス費上限管理 . . . (支援係) 絆システムによる管理

(5) サービス費の支給管理 . . . (管理係・地域支援係) 国保連合会の支払い請求から、総合事業対象者の差別化を図る。

常総市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定第1号事業者の指定及び人員、設備及び運営に関する基準等に関する要綱 第6章 (第1号事業支給費の支給及び支給限度額)

第68条 居宅要支援被保険者等が、指定事業者の当該指定に係る介護予防・日常生活支援総合事業を行う事業所により行われる当該介護予防・日常生活支援総合事業を利用したときは、市は、当該居宅要支援被保険者等が当該指定事業者を支払うべき当該介護予防・日常生活支援総合事業に要した費用について、当該居宅要支援被保険者等に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要支援被保険者等に代わり、100分の90 (当該居宅要支援被保険者等の所得の額が、介護保険法施行令第22条の2で定めるところにより算定した額以上である場合は、100分の80 **など介護保険給付利用者負担割合と同じ割合とする**) に相当する額を当該指定事業者を支払う。この場合において、算定した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第69条 前条に規定する第1号事業支給費の支給限度額は、要支援1の介護予防サービス費等の支給限度基準額に相当する額とする。ただし、居宅要支援被保険者等の状態を勘案し、市長が必要と認めるときは、要支援2の介護予防サービス費等の支給限度基準額に相当する額とすることができる。

※**過誤申立てについて** . . . 窓口は、包括支援センター (過誤申立書、請求明細の正誤を文書で提出のこと。)

(6) 指定事業者の指定・許認可 . . . (指導係) 事業所の人員・設備基準などを参照

(7) 指定事業者の指導・監査 . . . (指導係) 事業所の人員・設備基準などを参照

常総市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定第1号事業者の指定及び人員、設備及び運営に関する基準等に関する要綱

(8) 任意事業 . . . (在宅福祉係) 地域支援事業実施要綱 別記6 任意事業

1 目的

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者等に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする。

2 対象者 被保険者、要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者とする。

3 事業内容

(1) 介護給付等費用適正化事業

(2) 家族介護支援事業 介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業を実施する。

ア 介護教室の開催

要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催する。

イ 認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問等を行う。

ウ 家族介護継続支援事業 家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした以下の事業とする。

(ウ) 介護自立支援事業

介護サービスを受けていない中重度の要介護者を現に介護している家族を慰労するための事業

※その他 介護用品支給事業

平成 26 年度に、任意事業において介護用品の支給に係る事業を実施している場合には、**当分の間**実施できる。

(3) その他の事業 介護保険事業の運営の安定化及び被保険者地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業

ア 成年後見制度利用支援事業

エ 認知症サポーター等養成事業

認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成する。

カ 地域自立生活支援事業 ③ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業

## 常総市の任意事業 詳細

事業名		要綱	対象者 (条件等)		助成・扶助内容	備考
介護給付費 適正化事業	通知書作成業務委託	無	介護保険受給者の 被保険者全員		6ヶ月分の介護給付実績を 年2回通知する。	サービス費実績を本人が確認 することを目的とする。
家族介護 支援事業	家族介護教室事業 (介護教室の開催)	無	在宅で高齢者を介 護している家族		委託 26000/回 年12回 6施設	実績報告の提出を求めている。
	認知症高齢者検索サービス 事業(認知症見守り事業)	有	徘徊行動のみられ る認知症高齢者	生活保護・世帯非課税 などは負担金を免除	端末情報機用附属品代を市 が助成。その他、月額基本 料など利用者負担	当該家族に対する位置情報 端末機の貸与
	家族介護慰労金支給事業 (介護自立支援事業)	有	65歳以上の在宅高 齢者 介護3～5 ※1年以上の居住	基準日以前の1年間 に介護保険給付を受 けていないこと。	年額10万円/人 対象者実績4人	当該家族に対して支給する。 6ヶ月以上の介護をしてい る者 ※滞納者は非該当
	家族介護支援紙おむつ等支 給事業(介護用品支給事業)	有	65歳以上の在宅高 齢者 介護4・5 ※介護3	※主治医意見書等 により必要とみとめら れる者	紙おむつ等の購入費用 月額2,500円/人	当該家族の経済的負担の軽 減を目的とする。
その他の 事業	成年後見制度利用支援事業 扶助	有	認知症高齢者・知 的障害者・精神障 害者	支援を受けなけれ ば、成年後見制度の 利用が困難な者	市長が行う家裁の審判請 求の費用。成年後見人等 に支払う報酬の助成	
	行方不明高齢者SOSボラ ンティア事業(認知症サポ ーター等養成事業)	有	一般市民	行方不明高齢者SO Sボランティア養成 講習会参加者	養成講習会開催費用と教 材等	
	認知症サポーター養成事業	無	一般市民	認知症サポーター養 成講習会参加者	養成講習会開催費用と教 材等	
	生活支援配食サービス事業 (地域自立生活支援事業)	有	おおむね65歳以 上の単身世帯又は 高齢者世帯	心身の障害等によ り、食事の調理が困 難な者	1人週3回まで ※一食300円の利用者負 担 ※業者支払いは一食 600円	利用者の安否と健康状態の 確認を含む委託契約